

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

### 目次

告示	ページ
○種畜証明書の交付の通報 (畜産振興課)	1
○保安林の指定予定の通知 (3件) (治山林道課)	3
○告示 (漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止)の一部改正 (水産政策課)	3
○道路の区域変更 (道路課)	3
○道路の供用開始 ( " )	3
公 告	
○土地改良区営土地改良事業の工事了 (農業基盤課)	4
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	4

### 告 示

#### 高知県告示第742号

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号) 第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年9月8日

高知県知事 濱田 省司

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
11417216886	令2・6・25	藤吹山 (全和褐248)	牛	褐毛和種	平30・5・10	1級	南国市 高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター
11334950238	令2・6・25	山霧 (全和褐233)	牛	褐毛和種	平24・6・29	1級	吾川郡いの町 筒井 英夫
11184512174	令2・6・26	千代隆 (全和褐201)	牛	褐毛和種	平15・10・24	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11240301353	令2・6・26	嶺北五月 (全和褐原110)	牛	褐毛和種	平19・5・28	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11247021261	令2・6・26	武蔵 (全和褐214)	牛	褐毛和種	平19・9・26	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11267672214	令2・6・26	桜山 (全和褐原112)	牛	褐毛和種	平22・6・11	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11339683513	令2・6・26	彦星 (全和褐230)	牛	褐毛和種	平23・6・29	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11346216629	令2・6・26	北嶺栄 (全和褐原115)	牛	褐毛和種	平24・8・22	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11362313197	令2・6・26	南千代司 (全和褐234)	牛	褐毛和種	平25・2・2	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11339268482	令2・	春嶺	牛	褐毛	平25・	1級	高岡郡佐川町

	6・26	(全和褐235)		和種	4・10		高知県畜産試験場
11350378887	令2・ 6・26	若藤 (全和褐236)	牛	褐毛 和種	平26・ 5・22	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11455183966	令2・ 6・26	南鯨 (全和褐原116)	牛	褐毛 和種	平26・ 6・10	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11444550311	令2・ 6・26	桜王子 (全和褐238)	牛	褐毛 和種	平26・ 12・3	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11362973193	令2・ 6・26	千代北山 (全和褐239)	牛	褐毛 和種	平27・ 1・28	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11460016716	令2・ 6・26	北隆栄 (全和褐240)	牛	褐毛 和種	平27・ 4・25	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11483784159	令2・ 6・26	元繁 (全和褐241)	牛	褐毛 和種	平28・ 1・25	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11341523876	令2・ 6・26	多津美 (全和褐242)	牛	褐毛 和種	平28・ 2・2	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11508714055	令2・ 6・26	百合繁 (全和褐243)	牛	褐毛 和種	平28・ 5・2	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11393759773	令2・ 6・26	千代五月 (全和褐244)	牛	褐毛 和種	平28・ 7・12	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11552747870	令2・ 6・26	嶺北秀美 (全和褐246)	牛	褐毛 和種	平29・ 6・12	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11389959828	令2・ 6・26	岩嶺桜 (全和褐247)	牛	褐毛 和種	平29・ 8・14	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11373424424	令2・ 6・26	茂義隆 (全和18子高褐 1006)	牛	褐毛 和種	平30・ 2・15	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11554424175	令2・ 6・26	旭福山 (全和18子高褐 1224)	牛	褐毛 和種	平30・ 7・27	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11380514309	令2・ 6・26	百合土佐 (全和19子高褐)	牛	褐毛 和種	令元・ 6・16	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

		1072)					
11570122734	令2・ 6・26	百合北 (全和19子高褐 1074)	牛	褐毛 和種	令元・ 6・23	2級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11500039323	令2・ 7・9	南川姫 (全和18子高褐 150)	牛	褐毛 和種	平30・ 11・5	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

高知県告示第743号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年9月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所  
室戸市羽根町字小川山甲3306の3
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第744号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年9月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡いの町勝賀瀬字八幡谷1680、1681、字柿ノ瀬1779、3769
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字八幡谷1680・字柿ノ瀬1779（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第745号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年9月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡いの町上八川上分字コロマタ7237の1、7251の3、12309の1、12310、12317、12318
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字コロマタ12309の1・12317（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第746号

平成25年6月高知県告示第430号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

令和2年9月8日

高知県知事 濱田 省司

表高知県佐喜浜加入区の項中  
「大型定置漁業」  
を  
「1 小型合併漁業  
2 大型定置漁業」  
に改める。

高知県告示第747号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年9月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市畑山字中屋敷甲1346番4	前	5.1 }	14
	後	5.4 }	14
安芸市畑山字地主谷丙251番63	前	4.8 }	16
	後	4.9 }	16

高知県告示第748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年9月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市畑山字中屋敷甲1346番4	14	令和2年9月8日
安芸市畑山字地主谷丙251	16	令和2年9月8日

番63		日
----- <b>公 告</b> -----		
<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第2項の規定により、共同施行土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。</p> <p>令和2年9月8日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p>		
1 事業主体名	土佐清水市松尾地区土地改良事業共同施行	
2 事業名	土佐清水市松尾地区土地改良事業共同施行営土地改良事業(区画整理)	
3 工事完了年月日	平成31年3月31日	
----- <b>公安委員会告示</b> -----		
<b>高知県公安委員会告示第14号</b>		
<p>技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。</p> <p>令和2年9月8日</p> <p style="text-align: right;">高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎</p>		
1 審査の種類、期日及び場所		
(1) 審査の種類	<p>規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。</p> <p>ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）</p> <p>イ 普通自動車免許</p> <p>ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）</p> <p>エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）</p>	
(2) 審査の期日	<p>令和2年10月12日（月）から同月23日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）</p>	
(3) 審査の場所		

吾川郡いの町枝川200番地  
高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証

エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証

オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証

カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項

(1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。

免許の技能検定に関する技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	<p>績であること。</p> <p>実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。</p>
	大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	<p>教則の内容となっている事項</p> <p>論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。</p>
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	技能検定の実施に関する知識	<p>面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。</p>
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	<p>技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。</p>
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	<p>実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。</p>
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	<p>論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにおいては95パーセント以上の成績であること。</p>
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	<p>論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。</p>

成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80

		パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,400円、普通自動車免許19,500円、特定第一種免許14,700円、大型自動車第二種免許等21,500円）
- イ 教習指導員審査（大型自動車免許等14,550円、普通自動車免許11,850円、特定第一種免許9,650円、大型自動車第二種免許等12,450円）

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係（電話番号088-893-1221内線380）に問い合わせること。